

参考資料

- 1 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 2 策定経過
- 3 用語集

1 第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

令和7年2月18日
教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
市立教育機関
第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき定める上尾市における令和8年度から令和12年度までの教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「第4期上尾市教育振興基本計画」という。)の策定を円滑かつ計画的に行うため、第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき第4期上尾市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(構成)

第3条 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小中学校長及び中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第5条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員長は、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会)

第8条 委員会に、第4期上尾市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門的事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他の作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会及び作業部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部教育総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育 総務部スポーツ振興課長	教育総務部図書館長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長
学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長	教育総務部教育総務課新し い学校づくり推進室長					

2 策定経過

	開催日	会議名
令和7年	1月28日	令和6年度第2回上尾市総合教育会議
	2月18日	第4期上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程制定
	3月3日	第1回策定委員会
	4月24日	第2回策定委員会
	5月23日～6月6日	市民アンケート、児童生徒アンケート実施
	6月26日	第3回策定委員会
	7月24日	教育委員会7月定例会
	8月20日	令和7年度第1回上尾市総合教育会議
	9月5日	第4回策定委員会
	9月12日	第5回策定委員会
	9月29日	教育委員会9月定例会
	10月6日	第6回策定委員会
	10月23日	教育委員会10月定例会
	10月17日～11月11日	第三者専門家意見聴取
	11月10日	第7回策定委員会
	11月20日	教育委員会11月定例会
	12月1日～令和8年1月5日	市民コメント募集
令和8年	1月13日	第8回策定委員会
	1月29日	教育委員会1月定例会
	1月29日	令和7年度第2回上尾市総合教育会議
	2月10日	第9回策定委員会
	2月19日	教育委員会2月定例会
	3月6日	第10回策定委員会
	3月24日	教育委員会3月定例会

3 用語集

A~Z

AGEO 地域クラブ

上尾市内を主たる活動場所として、「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動を行っていること等が上尾市教育委員会によって公認されたクラブチーム。

AI

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。

DMF 保有数

$(D+M+F)/\text{検査人数} = \text{一人平均 DMF 保有数}$ 。
過去にむし歯になったことがあるかどうかを数値で表したもので、数値が高いほどむし歯が多いことになる。DMF は Decayed teeth (むし歯を治療していない歯)、Missing teeth because of caries (むし歯を抜いてしまった歯)、Filled teeth (むし歯を治した歯) の略。

DX

デジタル(Digital)と変革を意味するトランスフォーメーション(Transformation)により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

ESD

Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略で持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動を指す。

GIGA スクール構想

GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現させる構想。

ICT

Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT (情報技術)があるが、総務省の「IT 政策大綱」が平成16年から「ICT 政策大綱」に変更されるなど、日本でも ICT という表現が定着しつつある。

ICT 機器

ICT 端末、大型モニター、デジタル教科書、無線 LAN 環境等。

ICT 端末

上尾市立小・中学校敷地内および家庭での学習で活用する一人一台の情報機器 (パソコン)。

SDGs

Sustainable Development Goal(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

あ行

アウトリーチ支援

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ、様々な形で、必要な人に必要なサービスと情報を届ける支援。

上尾市学校給食食物アレルギー対応方針

学校給食における食物アレルギーの対応方針。
令和7年2月改訂。

上尾市学校施設更新計画

老朽化した小・中学校の施設について、計画コンセプト「持続可能な教育環境づくり」の実現を目指し、「新しい時代の学びにふさわしい学校づくり」、「子供たちの学びの望ましい学校規模の維持」、「計画的・効率的な学校施設の更新」の各種取組を推進する計画。

上尾市児童生徒体力向上推進委員会

小・中学校の体育主任で構成されていて、児童生徒の体力向上について必要と認められる事項や体力向上に係る課題に対する具体策等を協議する委員会。

上尾市図書館りんごの棚

「りんごの棚」とは、1993年にスウェーデンの図書館で始まった取り組みで、視覚障害やディスレクシア（識字障害）など特別な配慮を必要とする子供を対象にした読みやすい図書のコーナーのこと。上尾市では「上尾市図書館りんごの棚」として、大活字本（大きな文字で書かれた本）、点字図書（点字に翻訳された本）、LLブック（写真や図が多く、やさしい言葉で書かれた本）やオーディオブック（耳で聞く本）、マルチメディアデジジー（文章を音で聞きながら、画面上で絵や写真を見ることができる本）などを用意している。子供だけではなく、大人も対象とし、障害を理解するための本、障害のあるお子さんの保護者向けの本もあることが特徴。

上尾地区学校警察連絡協議会

上尾警察署管内の小学校長・中学校長・高等学校長・特別支援学校長・警察及び教育委員会をもって組織された連絡協議会。

上尾の摘田・畑作用具

我が国の稲栽培や農耕文化の変遷を理解する上で重要であると評価され、令和3年3月11日、国指定重要有形民俗文化財に指定された農耕用具のコレクション。「摘田」とは、種もみを田に直接蒔く稲の栽培法のこと、上尾では昭和40年代頃まで行われていた。

アッピースタートカリキュラム for 2 weeks

小学校へ入学した子供が、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。上尾市では、「週単位」のスタートカリキュラムを作成し、入学後の活動を具体化することで、より円滑な接続を図るものとしている。

アピースマイルサポーター(ASS)

通常学級で学級担任の職務を補佐するため、次の業務を行う会計年度任用職員。

- ① 肢体不自由等で介助を要する児童生徒への対応。
- ② 授業中立ち歩きや、落ち着きのない行動をとり周囲の児童生徒の学習活動に影響を与える等、問題行動への対応。
- ③ 基本的な生活習慣の徹底等、学校での生活面に関する担任等の指導への補助等。

アッピー部活動コーチ・サポーター

「アッピー部活動コーチ(ABC)」は、部活動の単独指導、単独引率が可能な部活動指導員。「アッピー部活動サポーター(ABS)」は、部活動外部指導者。

アレルギー疾患

免疫が特定の物質に過剰反応し、症状を引き起こす状態。不快感や健康障害を伴う。

いじめを考える授業研究協議会

いじめを許さない気運を醸成するための授業展開や学年・学級経営方法等について学び、いじめ問題に対する指導力を高める研究協議会。

いわゆる「中1ギャップ」

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりすることを指す。

インクルーシブ

「包括的な」「すべてを含む」という意味の英語で、近年では、障害の有無、性別、国籍、年齢など、多様な背景や特性を持つ人々を分け隔てなく受け入れることを指す。

インクルーシブ教育

障害の有無、性別、国籍、年齢、人種などの違いを超えて、すべての子供たちが同じ環境で学ぶ教育。そして、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。

親の学習

家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力を付けるための学習」がある。

オンデマンド

On Demand「要求に応じて」という意味を指し、ユーザーの要求に応じて利用できるサービスのこと。

か行

学習指導要領

文部科学省が定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。

架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指す。

学校応援団

学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

学校給食衛生管理基準

給食の安全を確保するためのルールで、食品の取扱いや施設管理、衛生計画、検査基準などを定め、食中毒防止と児童生徒の健康保持を目的としている。

学校適応指導教室

学校に登校できない、あるいは、登校が難しい児童生徒にとっての居場所として、ひとり一人の状況に応じた様々な相談などを通じて、自己実現を図り、学校への復帰や社会的自立を目指す教室。

学校と教師の業務の3分類

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化のために、業務の考え方を整理したもので、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の三つに分類・整理したもの。

学校図書館図書標準

平成5(1993)年3月に定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

学校評価

「学校教育法」第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価(自己評価)、保護者など学校関係者による評価(学校関係者評価)のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価(第三者評価)がある。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

キャリアパスポート

児童生徒が小学校から高等学校までの12年間を通じて、学習状況やキャリア形成に対して自ら目標を設定し、それについて自分の成長を確認したり、客観的な評価ができるようにするポートフォリオのこと。

教育DX

教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)のこと。学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値が創出される。

共生社会

障害の有無や年齢・性別の違いなど、様々な違いのある人々が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら、共に生きていく社会。

協働的な学び

探究的な学習や体験活動等において、他者と協働して活動すること。同一学年・学級の児童生徒同士の学び合いだけでなく、異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学び合い、地域の方々や多様な専門家との協働なども含む。

校内教育支援ルーム(SSR:スペシャルサポートルーム)

在籍する児童生徒が登校はできるが教室に入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる学校内の空き教室等を活用して設置した居場所。

子ども大学

地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供(小学校4~6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。

子どもの読書活動支援センター

市の読書活動推進のコーディネーターとして平成24年7月に設置。図書館の機能として家庭・地域・学校と図書館の連携を担う。

個別最適な学び

目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることや個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深め、広げる学び。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。

さ 行

埼玉県業務改善スタンダード

学校における働き方改革をさらに加速させ、実効性、実感のあるものにするために、埼玉県教育委員会が推奨する小学校、中学校における10の取組。

サードプレイス

家庭でも職場・学校でもない第三の居場所。例えば、図書館、公民館等。

サポートルームティーチャー(SRT)

上尾市立小・中学校において、スペシャルサポートルーム(SSR)を利用する児童生徒に対して、学習支援等を行う支援員。

産学官民

産業界(民間企業)、学校(教育・研究機関)、官公庁(国・地方自治体)、民間(地域住民・NPO)の四者のこと。

支援籍

障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。

時間外在校等時間

教員など教育職員が校内に在籍している時間及び校外での勤務の時間を合算し、そこから休憩時間等を除いたものを在校等時間とし、在校等時間から正規の勤務時間を引いたもの。

指定管理者制度

地方公共団体が設置する公の施設(体育館、図書館など)の管理運営を、民間事業者なども含む指定管理者に委ねる制度。これにより、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の削減を目指す。

持続可能な社会

「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。

シティズンシップ教育

市民として社会に積極的に参加するために必要な知識や能力を身に付けるための教育。

児童虐待

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童(18歳に満たない者)を現に監護する者をいう。)が、その監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト(養育放棄)及び夫婦喧嘩などの心理的虐待を行うこと。(児童虐待の防止等に関する法律 令和7年10月改正)

主体的・対話的で深い学び

「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること。

小1プロブレム

自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないことから学校生活に適応できず、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見られること。

情報活用能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度を育てる教育。

人権感覚育成プログラム

様々な人権に係わる問題に対して、児童生徒が自分の大切さを認めるとともに、他者の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成するためのプログラム。

新 JIS 規格に準拠した机

児童生徒が使用する学習机は JIS 規格(日本工業規格)に基づいて設計されているが、安全性の向上、天板面積の拡大などが盛り込まれた新規格に更新された。現在、旧 JIS 規格の机が多く使用されているが、「GIGA スクール構想」による 1 人 1 台端末導入などにより、新 JIS 規格機の必要性が高まっている。

人事評価制度

年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質・能力の向上を図る仕組み。

スクール・サポート・スタッフ(SSS)

教員の業務を支援するため、次の業務を行う会計年度任用職員。

- ① 会議資料、調査報告に係る資料等の印刷及び丁合。
- ② 学習プリント、各種便り等の印刷及び配布。
- ③ 授業準備、採点業務等の補助。
- ④ 掲示物の作成、準備室の整頓その他の環境整備。
- ⑤ その他教員の補助業務で上尾市教育委員会が必要と認めるもの。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

児童生徒等が置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家。

スクールロイヤー

子供間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行う弁護士。

生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。がん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等はいずれも生活習慣病であるとされている。

生徒指導主任会議

上尾市内の小・中学校の生徒指導主任が一同に集合し、生徒指導に係る議題について取り上げる会議。

全国学力学習状況調査

文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査で、小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象としたもの。

た 行

第 3 次上尾市健康増進計画・食育推進計画

令和 7 年 4 月に策定された計画。「すべての市民が健康でいきいきと暮らすことのできるまちあげお」を基本理念とする。

多様な学びの場

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。

探究的な学習

自分で課題を見付け、目的に応じて情報を収集し、その整理・分析を行い、まとめ・表現したり、コミュニケーションを図ったり、振り返ったりすること。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

地域クラブ活動

地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動。

ティームティーチング

複数の教員がティーム(チーム)となって実施する指導方法。

特別支援学級補助員

特別支援学級において、学級担任の行う指導の補助に当たる会計年度任用職員。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

特別支援教育マイスター

上尾市教育委員会が特別支援学級及び通級指導教室を設置している上尾市立小・中学校の特別支援学級又は通級指導教室を巡回し、特別支援教育担当教員の指導・支援に当たる教員のこと。

な 行**認定こども園**

幼児教育、保育、地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。

は 行**働き方改革**

教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子供たちに対して効率的な教育活動を行うことができるようにすることを目的とした学校における働き方の改革。

パラスポーツ

障害を持つ人々が楽しんだり、競技に参加したりするために行われるスポーツの総称。視覚障害、肢体不自由、知的障害など、様々な障害に応じたルールや用具が工夫されており、多様な競技が存在する。

ふれあいデー

教職員のワーク・ライフ・バランスに取り組むため、原則として部活動も休養日とするなど、教職員の定時退勤を促す日。平成27年度からさいたま市を除く県内全ての公立学校で、原則として毎月21日に実施している。

放課後子ども教室

全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

ま 行**まなびすと**

「上尾市まなびすと指導者バンク」に登録している指導者。「上尾市まなびすと指導者バンク」とは、市民の生涯学習活動の支援を目的とし、様々な経験・技術を持つ指導者(公的あるいは民間資格取得者、熟練した現役あるいは退職者など)の情報を、指導者を必要としている人(利用者)に提供するシステム。

メンタルヘルス

心の健康状態を指し、ストレスや感情を適切に管理し、健全な生活を維持する能力を含む。

や 行**ヤングケアラー**

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。

ユニバーサルスポーツ

障害の有無や年齢、性別に関係なく、すべての人が気軽に楽しめるように工夫されたスポーツや運動のこと。

ら 行**レファレンスサービス**

図書館の情報サービスの一つで、情報や資料を求めている利用者に対して、仲介的立場から図書館員が求められている情報や資料を提供・提示するサービス。

レフェラルサービス

利用者の情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手・提供する、または、専門家や専門機関を利用者に紹介するサービス。

第4期上尾市教育振興基本計画

◆上尾市教育委員会

教 育 長	西倉 剛
教育長職務代理者	小池 智司
委 員	谷島 大
委 員	矢野 誠二
委 員	岩鉄 由美
委 員	湯本 華奈子

◆策定委員会

教育総務部

部 長(委員 長)	加藤 浩章	次 長	池田 直隆
教 育 総 務 課 長	杉木 直也	新しい学校づくり推進室長	深井 雄太
生 涯 学 習 課 長	白石 恵子	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	栗原 雅之
図 書 館 長	山内 正博		

学校教育部

部 長(副委員 長)	瀧澤 誠	次 長	島田 栄一
副 参 事 兼 学 務 課 長	勝 雄一	副 参 事 兼 指 導 課 兼 教 育 セ ン タ ー 長	武田 直美
学 校 保 健 課 長	佐藤 光敏	中 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	荻原 知之

学校

原 市 中 学 校 校 長	洞派 英樹	富 士 見 小 学 校 校 長	吉田 充
---------------	-------	-----------------	------

◆作業部会

学校教育部

学 務 課 副 主 幹(リーダ ー)	森 正典	指 導 課 副 主 幹	玉造 勇輝
指 導 課 副 主 幹	濁川 究	学 校 保 健 課 主 査	小川 恵美
中 学 校 給 食 共 同 調 理 場 副 主 幹	棚澤 健一		

教育総務部

教 育 総 務 課 主 査(サブリーダ ー)	鈴木 彰	新 しい 学 校 推 進 室 主 任	矢野 隼汰
生 涯 学 習 課 主 任	目黒 寛人	ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	中島 幸美
図 書 館 主 査	中島 陽子		

令和8年3月発行

発行 上尾市教育委員会

編集 上尾市教育委員会教育総務部教育総務課

本計画書はホームページでも見ることができます。



●問い合わせ先

上尾市本町三丁目1番1号
上尾市教育委員会教育総務部教育総務課
電 話 048-775-9469
F A X 048-776-2250
E-mail s721000@city.ageo.lg.jp